

別添 (9)

自治行 第78号

昭和40年6月30日

建設省住宅局住宅企画官 殿

自治省行政局行政課長

普通地方公共団体が随意契約によることができる場合に
ついて

昭和40年6月11日付をもつて照会のあつた標記について次のとおり回答する。

問 普通地方公共団体が、地方住宅供給公社に対して、地方住宅供給公社法第21条第1項又は第3項に規定する業務の用に供する財産として、自己の財産を譲渡し、又は貸し付ける場合は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができると解してよろしいか。

答 お見込のとおり。

昭和40年6月11日

自治省行政局行政課長 殿

建設省住宅局住宅企画官

普通地方公共団体が随意契約によることができる
場合について(照会)

標記について、下記のとおり照会する。

記

普通地方公共団体が、地方住宅供給公社に対して、地方住宅供給公社法第21条第1項又は第3項に規定する業務の用に供する財産として、自己の財産を譲渡し、又は貸し付ける場合は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第1号又は第3号の規定により、随意契約によることができると解してよろしいか。